

第7期第2回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和7年10月30日（木）13:00～14:00
場所：青少年交流・活動支援スペース 第1研修室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長挨拶
- 3 事務局挨拶
- 4 議事
「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法
(案)について
- 5 その他
- 6 閉会
事務連絡

〔配付資料〕

- ・議事次第
- ・資料1 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿
- ・資料2 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿
- ・資料3 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価方法について
- ・資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- ・資料5 横浜市子ども・子育て会議条例

第7期 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 委員名簿

【敬称略 50音順】

任期:令和6年11月1日～令和8年10月31日

	所属・役職 等	氏名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	高杉 陽子 たかすぎ ようこ
2	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか 理事長	島田 徳隆 しまだ のりたか
3	立教大学 コミュニティ福祉学部 特任教授	津富 宏 つとみ ひろし
4	駒澤大学 総合教育研究部 教授	萩原 建次郎 はぎわら けんじろう
5	横浜市立中学校長会(市場中学校 校長)	平森 義教 ひらもり よしのり
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	辺見 伸一 へんみ しんいち
7	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 教授	三輪 律江 みわ のりえ
8	神奈川県弁護士会	矢尾 覚史 やお さとし
9	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	梁田 理恵子 やなだ りえこ
10	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)	横田 孝行 よこた たかゆき
11	横浜創英大学看護学部看護学科 教授	横山 恵子 よこやま けいこ

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
青少年部長	田 口 香 苗 たぐち かなえ
青少年育成課長	森 脇 美 也 子 もりわき みやこ
青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子 やまさき みなこ
青少年育成課担当係長	陣 田 翼 じんた つばさ
青少年育成課担当係長	東 明 徳 ひがし あきのり
青少年相談センター副所長	大 津 草 絵 子 おおつ さえこ
企画調整課長	原 弘 岳 はら ひろたけ
企画調整課担当係長	後 藤 佑 介 ごとう ゆうすけ
こども家庭課長	藤 浪 博 子 ふじなみ ひろこ

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法（案）について

令和8年度から実施する「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（以下「わくわくプラン」といふ。）の点検・評価について、子ども・子育て会議の意見等も踏まえ、以下のとおり案を作成しましたので報告します。

1 重点テーマの点検・評価方法【新設】

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における各施策の指標に関する点検・評価と同様、進捗率の評価を行います。また、重点テーマで掲げた計画期間中の「方向性」に関して、当該年度に実施した「主な取組」と次年度以降に取り組む「今後の取組」を記載します。

2 各施策の指標、主な事業・取組に関する点検・評価方法【見直し】

有効性の評価方法を見直すとともに、備考欄の記載方法を見直します。（下記表の赤枠部分）

	想定事業量	評価基準		備考	その他
		進捗状況	有効性		
事業	計画期間当初実績及び最終年想定	4段階（S～C）	4段階（S～C）	自由記載	予算額、所管

（1）有効性について

ア 現行の評価方法・課題と変更案

現行	(評価方法)	
	利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上に <u>どの程度貢献したか</u> を4段階（SABC）で評価	
	S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
	A	市民生活等を向上させることができた
	B	市民生活等を向上させることができたとは言えない
	(課題)	
	・「市民生活等を向上させることができた」と「利用者、実施事業者からの評価も高い」など基準が明確でないため、評価の傾向にはらつきがある（所管や年度別で見ても大きく変わることがある）	
	・評価がS及びAに集中している	

↓ ↓

【子ども・子育て会議での主な意見】	
昨年度Sだったものが一律でAに変わっている。全体のバランスを見て今回見直したことだが、第三期に向けてはわかりやすい指標の設定をお願いしたい。	

変更案	次の（イ）の基準に基づき、特に有効性が高いと判断した事業に「○」、客観的な根拠に基づいて有効性を測れていない場合は「※」をつける。
-----	---

イ 有効性の評価基準

	評価基準	評価方法	例
①	利用者・対象者の行動変容	・アンケート ・インタビュー ・追跡調査 等	・保育サービスの利用により就労が継続できた ・支援を受けたことで必要な医療・福祉サービスに自らアクセスするようになった ・産後の母親がセルフケアを意識し育児に前向きになった 等
②	課題解決への貢献度	・前後比較 ・関係機関の意見聴取 等	・地域の孤立、貧困、育児不安など、当初の社会課題に対して改善が見られたか 等
③	対象者の満足度・納得度	・満足度調査 ・自由記述の分析 等	・サービスの質、対応の丁寧さ、情報の分かりやすさ 等

ウ 留意事項

事業所管課の主観的評価だけではなく、アンケート・インタビュー・調査等により確認した 客観的評価も踏まえ有効性を判断することとします。客観的な評価を実施できていない（もしくは、評価することがなじまない）ものについては、原則「※」を付けることとします。

(2) 備考欄について

以下の2点について、理由の記載を必須とします。

- ・進捗状況が予定より遅れている（B及びC評価）事業
- ・有効性の評価に「○」及び「※」をつけた事業

【子ども・子育て会議での主な意見】

備考欄が入っているところと入っていないところがある。進捗が問題ない事業はまだしも、BやC評価の部分については理由を記載しておくべきではないか。

【参考】子ども・子育て会議スケジュール

開催日	本件に関する内容
R7.10～11	説明・意見聴取（各部会）
R7.11.27	説明・意見聴取（総会）
R8.3.24	点検・評価案の審議（総会）

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマ】全ての子どものウェルビーイングを支える

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標	計画策定期 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	実績 ※各年度の年度末時点					令和7年度 進捗状況	所管課
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったとした割合	63%	70%							青少年育成課
2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68%	80%							青少年育成課
3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9% 中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上							教育委員会事務局

<方向性の進捗>

○

(1) 他機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワーク

<これまでの主な取組>

		所管課
1		

<今後の取組>

		所管課
1		

(2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

<これまでの主な取組>

		所管課
1		

<今後の取組>

		所管課
1		

(3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

<これまでの主な取組>

		所管課
1		

<今後の取組>

		所管課
1		

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標	計画策定期 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	実績 ※各年度の年度末時点					令和7年度 進捗状況	所管課
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%							企画調整課
2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%							企画調整課
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%							企画調整課
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできるごとに、「子育ての見通し」が持っていると思う人の割合	35.9%	51.6%							企画調整課
5	子どもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%							企画調整課
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができていると思う人の割合	51.3%	59.9%							企画調整課
7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%							企画調整課

▲

<方向性の進捗>

(1) 時間的負担感の軽減

<これまでの主な取組>		所管課

<今後の取組>

<今後の取組>		所管課

(2) 精神的負担感の軽減

<これまでの主な取組>		所管課

<今後の取組>

<今後の取組>		所管課

(3) 経済的負担感の軽減

<これまでの主な取組>		所管課

<今後の取組>

<今後の取組>		所管課

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策○】 ○○○○について

<指標の進捗>

No.	アウトカム	指標	直近の現状値 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	実績 ※各年度の年度末時点					令和7年度 進捗状況	所管課
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
1	○○	○○	○○%	○○%							○○課
2	○○	○○	○○%	○○%							○○課

<これまでの主な取組>

	所管課
1	
2	
3	
4	
5	

<今後の取組>

	所管課
1	
2	
3	
4	
5	

【～令和 6 年度】

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和 6 年度分>

【基本施策○】〇〇〇〇について

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度		備考	R6年度	所管課
			計画策定期 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額	
1	〇〇	〇〇	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	S	S	利用者に対するアンケートで、回答した〇%以上の方が「利用して良かった」と回答している。		〇〇課
2	〇〇	〇〇	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年	C	A	当初想定していた実績値には届いていないものの、利用者からは評価は高く、有効性は高いと考えられる。		〇〇課
3	〇〇	〇〇	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	B	A	【記載なし】		〇〇課



⑥

【令和 7 年度～】

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和 7 年度分>

【基本施策○】〇〇〇〇について

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R7年度		備考	R7年度	所管課
			直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	進捗 状況	有効性		予算額	
1	〇〇	〇〇	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年					S	O	利用者の〇%について、状態が安定・改善している。また、利用者に対するアンケートで回答した〇%以上の方が「利用して良かった」と回答しており、有効性は非常に高い。		〇〇課
2	〇〇	〇〇	〇〇人／年	〇〇人／年	〇〇人／年					C	※	〇〇が原因となり、当初想定していた実績値には届いていない。ただし、利用者や地域から本取組を求める声多いため、次年度以降、二回調査や利用者アンケート等の実施を検討し、より必要な取組を実施できるようにする。		〇〇課
3	〇〇	〇〇	〇〇%	〇〇%	〇〇%					A				〇〇課

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成27年3月5日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成30年8月1日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係）

（委員長又は部会長の専決事項）

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議において、市町村行動計画等の策定及び実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他の市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者の中から市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則（平成26年9月条例第59号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月条例第7号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。